

NATO 米国代表部から同盟国あての書簡（訳）

2016 年 10 月 17 日付

（NATO 事務局を通じて、NATO 加盟国と核計画部会(Nuclear Planning Group = NPG) 参加国に送られたもの）

親愛な同盟諸国のみなさん、

OEWG (オープンエンド作業部会) の最終報告にみなさんの注意を喚起したいと思いました。この報告—特に核兵器禁止条約に関する交渉を開始するとの勧告を出したことは、バランスを欠いた非現実的なものです。OEWG に参加した同盟諸国に対し、われわれは、核兵器禁止条約交渉開始に関する国連第一委員会でのいかなる票決においても「反対」の表を投じるよう強く促すものです。

ワルシャワでの首脳会議において、NATO 同盟諸国は、核・通常兵器・ミサイル防衛能力の適切な組み合わせに基づいた抑止力が、引き続き NATO の全体的戦略の中心要素であり、核兵器が存在する限り NATO は核同盟であり続けることを再確認しました。この理由から、核兵器即時禁止の交渉あるいは核抑止力の非合法化をめざす努力は、抑止力に関する NATO の基本政策と安全保障上の共通利益とは相容れないものであると考えます。

現在の安全保障環境にかんがみて、この同盟の結束、あるいは同盟国の安定と安全保障に対するいかなる脅威も抑止し同盟国の国民を守るという同盟の誓約に対して、どんな疑念も持ち込ませないことが重要です。むしろわれわれは前進する中で、これまでの成果の上に立った行動と、実現可能かつ安全保障環境に照らして適切なバランスの取れた軍縮目標に焦点を当てるべきです。(添付の) ノンペーパー (non-paper: 討論資料) が役に立つことを願い、この問題について緊密な相談を行うことを期待しています。

クリスティーナ・チェシヤ

CP (PM) 代表

米国代表団

添付：

アメリカ合衆国のノンペーパー：「国連総会の核兵器禁止条約案がもたらす防衛上の影響」

米国非公式資料（Non-paper）：
「起こりうる国連総会核兵器禁止条約の防衛への影響」

概観

(1) 最近閉幕した、国連総会決議 70/33 による国連総会（UNGA）オープンエンド作業グループ（OEWG）での作業に基づき、オーストリア、ブラジル、アイルランド、メキシコ、ナイジェリア、南アフリカは、第一委員会での検討のために、法的拘束力を持つ核兵器禁止条約に関し国連総会での交渉を發議することを意図した決議案を配布した。禁止の提唱者たちは焦点を、われわれの NPT へのコミットメントに沿った試され済みのステップバイステップ（段階的）核軍縮アプローチから、禁止提唱者のアプローチが国際安全保障情勢を良くするのか悪くするのかを顧みることなしに、核兵器と核抑止に悪の烙印を押すことを主要な狙いとしたアプローチへと焦点を移すことを追求している。もし国連総会が今秋、そのような決議を採択するなら、それは 2017 年に国連総会の議事規則の下で核兵器禁止条約に関する交渉の開始へと進むことになる。

(2) 核兵器禁止条約の影響は広範に及び、永続的な安全保障関係を弱体化させかねない。同盟国やパートナー国は安全保障関係全体にわたる潜在的影響の幅や、時とともにさらに厳しさを増すその潜在的な力を過小評価すべきでない。それは、変化する安全保障慣行を考慮せず、多くの米同盟・パートナー国が依存する核抑止の概念の法的地位を奪うことを狙うものであるから、そのような条約は、第二次世界大戦の終結以来国際安全保障構造を支えてきた長期の戦略的安定を掘り崩すことになりかねない。米国は、戦略的安定と、交渉を通じた検証による核戦力の削減を支持するものであるが、これらは両立する目的であり、最終的な核軍縮に至る唯一の道筋である。米国はすべての同盟国・パートナー国に、核兵器の条約による禁止の交渉に、たんに棄権するのではなく、反対票を投じるよう呼びかける。加えて、もし交渉が始まって、同盟国・パートナー国はそれに参加することを見合わせるよう要請する。

核兵器禁止の軍事的意味

(3) 2016 年 8 月 19 日に採択された OEWG の統合報告の付属文書 2 は、法的拘束力を持つ核兵器禁止の、提案された「諸要素」を含んでいる。われわれは、仮定のテキストの最終的な解釈を明らかにすることはできないが、少なくともこれらの提案された要素のうち 9 項目は、NATO とアジア太平洋の拡大抑止のコミットメントを果たす米国の能力、および米国や他の核兵器国との共同防衛作戦への同盟国・パートナー国の関与の能力に直接影響を与えかねないものである。そのような要素を内容とする条約は、締約国はもちろん、非締約国にも影響を及ぼし、さらに、調印国はその条約の目標と目的を無効化しないという義務を履行する措置を取るため、発効以前にも影響を及ぼしかねないことが強調されなければならない。要素 1、3、5-6、

9、14、16-17、21 は、付属文書 2 から直接引用すると：

- * 1) 「核兵器の開発、未臨界実験とスーパーコンピューターのシミュレーションを含む実験、製造、取得、所有、貯蔵、譲渡、使用、使用の威嚇および兵器に使用しうる核分裂性物質の生産」の禁止、
- * 3) 「核兵器(の)あらゆる使用および使用の威嚇への参加」の禁止、
- * 3) 「核戦争計画への参加」の禁止、
- * 3) 「核兵器の標的設定への参加」の禁止
- * 3) 「他国の核兵器を管理し使用する兵員の訓練」の禁止、
- * 5) 「核兵器のあらゆる配置、据え付け、配備の受け入れ」の禁止、
- * 6) 「核兵器積載艦船の港湾および領海内への航行の許可を含め、領土内への核兵器の受け入れ、核兵器積載航空機の領空へ航行の許可、領土を通じての兵器の一時通過の許可、領土内への核兵器の配置、配備の受け入れ」の禁止、
- * 9) 「直接間接を問わず当条約で禁止されたいかなる活動をも援助、奨励、誘導すること」の禁止、
- * 14) 「条約下で禁止された活動への支持を犯罪とする国内法を含む個人の権利と義務、および、そのような諸活動を報告する個人の保護」
- * 16) 「紛争の国際司法裁判所への照会および、必要な場合、状況の国連安保理事会への照会の可能性…を含む紛争の解決〔の諸条項〕、
- * 17) 「条約下での義務履行のために必要な立法措置を採り、また、国の履行に責任を負う国家機関を設立する、締約国の要件、
- * 21) 「禁止されたいかなる行為にも、核抑止に基づくドクトリンにも加わらず、かつ核武装国との同盟への参加は当条約の下でのコミットメントおよび政策と両立するものであることを請け合うという、締約国の要件。

(4) これらの要件は、核計画や訓練（要素 3）、領空、領海を通過しての核に関連する一時通過（要素 6）などの遂行を不可能にしかねない。さらに、要素 9 と要素 21 は、もし調印国が「直接、間接に、米国（あるいはイギリス、フランスなどほかの核兵器同盟国）が核兵器を使う、あるいは調印国を守るために核兵器を使うとか、ましてや使うことを計画したり訓練したりすることを援助、奨励、誘導することが見つければ、その調印国は条約違反とされかねない。かくして、この条約に調印することは、調印国にとって、米国が調印国を核の手段で守ることを拒否するよう強要することになりかねない。そのような条約の要素は、一禁止の提唱者たちはまさにそのように意図しているわけだが—米国の核の拡大抑止の基礎を破壊しかねないものである。また米国はその政策に従って、米海軍艦船の核兵器積載の有無を肯定も否定もしないのであるから、要素 5, 6, 9 は、これらの艦船が調印国に寄港することを不可能にしかねない。提案されている禁止条約とその構成要素は、米国が同盟国に安全保障の任を果たすために核能力を持つ運搬システムを使うことを不可能にするだろう。これは、同盟国に対するわが国の防衛のコミットメントを保証する能力を減ずることになり、相互安全保障のコミットメントと協力に影響を及ぼすことになる。

NATO への影響

(5) 同盟諸国は繰り返し、核兵器が NATO の抑止・防衛態勢の核心的構成要素であることに合意してきた。この事実は 2010 年の戦略概念でも、2012 年の抑止・防衛態勢見直しでも、2014 年と 2016 年のウェールズとワルシャワでのサミット宣言でも繰り返し言明されてきた。ワルシャワでは、NATO 同盟国は、核を含む適切な能力の組み合わせが、大西洋両岸の結びつきを含む同盟の団結力を、公平で持続可能な役割と責任と負担の配分によって強化することを確認した。核抑止を違法化する立場は、これらの核心的概念と矛盾する。どの国であれ、調印する同盟国は、NATO の核の負担分担取り決めに積極的に参加していようが、NATO の核協力のすべてを阻止することが法的に求められるのであり、そのための行動をとることになるのである。

(6) さらに具体的に言えば、核の負担分担概念は、— 欧州前進配備の米核兵器や、一部同盟国に付託している安全性と確実性を保証する義務[security and surety responsibilities]を持つ核・非核両用の航空隊などにみられるように — 要素 3, 5, 6, 9 の下では維持しえない。要素 6 は、米国の航空機が同盟の空域を通過して寄港し、米国の核兵器や構成部分を運び、維持し、アップグレードする行為を条約違反となしうる。全般的禁止はまた、核の作戦への同盟国による通常戦力による支援も阻むものとなる。要素 1 と 3 は、作戦連合軍や変革連合軍、さらには NATO 本部、とりわけその上級レベルへの核関連部門への人員配置に順守義務の問題を引き起こす。要素 14 と 17 は、個々の兵員を受け入れ国の国内法侵犯の危険にさらすことになる。1966 年につくられた核計画部会 (NPG) の構成は、同部会やハイレベルグループ(HLG)の会合、その他の同様の会合への参加と同じように、条約に抵触するものとみなされることになろう。核兵器の安全と確実性、さらには危機や紛争の際に核兵器を効果的に配備する能力を確保するための NATO の演習と訓練は、条約の禁止に該当する。潜在的紛争に備えての計画と調整など、軍事的準備のさらに具体的な諸要素も、禁止される。ほとんどの同盟国は、NATO の基本的諸文書が打ち出している核心的概念へのコミットメントにひき続き揺るぎない選択をするであろうが、他の国々は、圧力を感じ、NATO の核抑止能力を支持する NPG や HLG への参加を控えたり、決定をやめさせたいと感じたりするかもしれない— それは同盟の抑止・防衛態勢に関するコンセンサスを分裂させる結果となりかねない。